

○聖籠町発注工事に関する苦情処理要領

平成20年9月12日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この要領は、公正な競争の促進及び透明性の確保の観点から、聖籠町が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）の入札及び契約の過程に係る苦情処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 前条に定める町発注工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事であって、かつ当該工事の予定価格が250万円を超えるものをいう。

(苦情の申立ての要件)

第3条 次の各号に掲げる者が、それぞれ該当各号に掲げる事項について不服があるときは、苦情を申立てることができる。

(1) 一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされた者 当該入札の参加資格がないとされた理由

(2) 指名競争入札において、当該入札に係る建設工事の種類に対応する業種区分に登録のある有資格業者で、当該入札に係る発注金額に応じた等級の格付けを有する者又は当該入札において指名された者と同じ等級の格付けを有する者 当該入札において指名されなかった理由

(3) 随意契約の方法により行われた契約において、当該契約に係る建設工事の種類に対応する業種区分に登録のある有資格業者 当該契約の相手方に選定されなかった理由

(4) 最低制限価格を設けた入札において、当該入札に係る最低制限価格に満たない価格で入札を行った者 当該入札において落札者とされなかった理由

(苦情の申立て)

第4条 苦情の申立てをしようとする者は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める日までに、苦情申立書（別記様式第1号）により、町長に提出することにより行うものとする。

(1) 一般競争入札 参加資格がないとされた通知を受理した日の翌日から起算して5日を経過する日

(2) 指名競争入札 入札結果を公表した日の翌日から起算して5日を経過する日

(3) 随意契約 見積結果を公表した日の翌日から起算して5日を経過する日

(苦情の申立てへの回答)

第5条 町長は、前条の申立てがあった場合は、同条各号に規定する期間の最終日の翌日から起算して7日以内に、苦情申立てに対する回答書(別記様式第2号)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他合理的かつ相当な理由があるときは、回答期間を延長することができる。

(苦情の申立ての却下)

第6条 町長は、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該申立てを却下することができる。

(1) 第3条に定める要件のいずれにも該当しないとき。

(2) 第4条に定める方法によらないとき。

(3) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとき。

2 前項に定める却下は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、苦情申立却下通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(再苦情の申立て)

第7条 第5条の回答書を受理した者であって、当該回答書の内容に不服のある者は、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、町長から第5条の回答書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立書(別記様式第4号)により行うものとする。

(入札監視委員会における意見聴取)

第8条 町長は、前条の再苦情の申立てがあった場合は、速やかに聖籠町入札監視委員会設置要綱(平成20年告示第60号)に基づく聖籠町入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第9条 町長は、前条の規定により委員会の審議の結果を踏まえ、委員会から審議の結果を受けた日の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立てに対する回答書(別記様式第5号)により回答するものとする。

2 前項の回答にあたって、再苦情の申立てを認めるときは、その旨及びこれに伴い町長が講じようとする措置の概要を付すものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第10条 町長は、再苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

- (1) 第7条第1項に定める要件に該当しないとき。
- (2) 第7条第2項に定める方法によらないとき。
- (3) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとき。

2 前項に定める却下は、再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立却下通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（事務処理）

第11条 この要領に定める事務は、入札及び契約を所管する課が行うものとする。

（期間の計算）

第12条 この要領に定める期間の計算にあたっては、聖籠町の休日を定める条例（平成元年条例第28号）第1条第1項に規定する休日に該当する日を除くものとする。

（苦情及び再苦情の申立ての効力）

第13条 苦情及び再苦情の申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第17号）抄

この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年5月1日以降に入札を行う工事又は測量業務について適用する。

別記様式第1号(第4条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号



苦 情 申 立 書

聖籠町発注工事に関する苦情処理要領第4条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

- 1 苦情の申立ての対象工事
- 2 不服のある事項及びその根拠

別記様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

苦情申立てに対する回答書

年 月 日付けで申立てのあった件について、聖籠町発注工事に関する苦情処理要領第5条の規定により、下記のとおり回答します。

記

1 苦情の申立ての対象工事

2 苦情申立てに対する回答

3 再苦情の申立てについて

この回答について不服のある場合は、再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てを行う場合は、本回答書を受理した日の翌日から起算して7日(聖籠町の休日を定める条例(平成元年条例第28号)第1条第1項に規定する休日を除く。)以内に、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等について記載の上、行ってください。

別記様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

苦 情 申 立 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申立てのあった件について、聖籠町発注工事に関する苦情処理要領第6条の規定により、下記のとおり却下します。

記

- 1 苦情の申立ての対象工事
- 2 苦情申立てを却下する理由

別記様式第4号(第7条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号



再 苦 情 申 立 書

年 月 日付け 第 号で回答のあった件について、その内容に不服があるので、聖籠町発注工事に関する苦情処理要領第7条の規定により、下記のとおり再苦情の申立てをします。

記

- 1 再苦情の申立ての対象工事
- 2 不服のある事項及びその根拠

別記様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

再苦情申立てに対する回答書

年 月 日付けで申立てのあった件について、聖籠町発注工事に関する苦情処理要領第9条の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 再苦情の申立ての対象工事
- 2 再苦情申立てに対する回答及びこれに伴って講じようとする措置の概要

注) 再苦情の申立てを認めない場合にあつては、「講じようとする措置の概要」は記載不要のこと

別記様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

再苦情申立却下通知書

年 月 日付けで申立てのあった件について、聖籠町発注工事に関する苦情処理要領第10条の規定により、下記のとおり却下します。

記

- 1 再苦情の申立ての対象工事
- 2 再苦情申立てを却下する理由

別記様式第1号 (第4条関係)

別記様式第2号 (第5条関係)

別記様式第3号 (第6条関係)

別記様式第4号 (第7条関係)

別記様式第5号 (第9条関係)

別記様式第6号 (第10条関係)